

「宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期)」の概要

計画期間: 2019(平成31)年度~2023(平成35)年度の5か年

第1章 基本的な考え方

◇ 趣旨

「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、その実現に向けて県民、事業者、民間団体、行政機関等地域社会を構成するすべての主体が共通認識のもと、薬物乱用防止を推進していくための基本的な方向性を示す指針となるもの。

◇ 計画の位置付け

平成30年8月に国の薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の宮城県地域計画として、また、平成26年3月に策定した「宮城県薬物乱用対策推進計画(第4期)」を承継する計画として策定する。

◇ 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の主な事項

【強化した事項】

- 密輸対策の強化
- 巧妙化・潜在化する密売事犯への対策強化

【新設した事項】

- 未規制物質等(日本で規制されていない薬物や使用形態が変化した薬物)への対応
- 向精神薬を悪用した凶悪事件発生防止のための監視や取締り

◇ 計画の構成

3つの基本目標を掲げ、達成するため9の対策を講じ、関係機関がそれぞれの立場で機能を最大限発揮し、60の取組を展開する。

※ 第4期計画(H26.4策定5か年計画、H29.3改訂版)では、3つの基本目標・10の対策・67の取組を展開

第3章 目指すべき方向性

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進 対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② 児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。
- ③ 覚醒剤、大麻、向精神薬等の有害性・危険性を的確に周知する。
- ④ 薬物乱用防止教育を徹底することにより、未成年者及び20歳代の薬物乱用者を根絶する。
- ⑤ 公立学校だけでなく、私立学校でも薬物乱用防止対策を徹底させる。

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進

- ① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。
- ② 有職、無職少年を重点的な対象として、労働関係機関において積極的な啓発を実施する。
- ③ 保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発をより一層図っていき、各家庭において、保護者と子どもたちとの間で薬物乱用防止に関するコミュニケーションが図られるようになる。
- ④ 毎年度、薬物乱用防止指導員が、集会・会合・祭事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を延べ5万人に対して行う。
- ⑤ 各種広告媒体を効果的に活用し、「違法薬物等は、買わない、使わない、かかわらない。」を浸透させる。

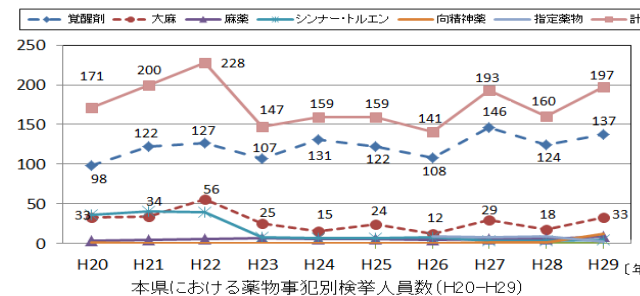
対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

教育機関において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応ずる体制を拡充させる。

第2章 宮城県のおかれた現状等

◇ 県内の動向(検挙人員)

- ・ **覚醒剤事犯:**
年間130人前後で推移しており、暴力団関係者が約5割前後を占める。
- ・ **大麻事犯:**
平成22年の56人をピークに検挙人員は減少傾向にあったが、平成29年には33人が検挙された。
- ・ **危険ドラッグ(指定薬物)事犯:**
平成26~28年では9人前後で推移していたが、29年では2人となった。販売店数は平成26年10月に0となった。
- ・ **麻薬・向精神薬事犯:**
平成26~28年では6人前後で推移していたが、29年では21人であった。



基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

対策4 再乱用防止のための相談体制の充実強化と周知

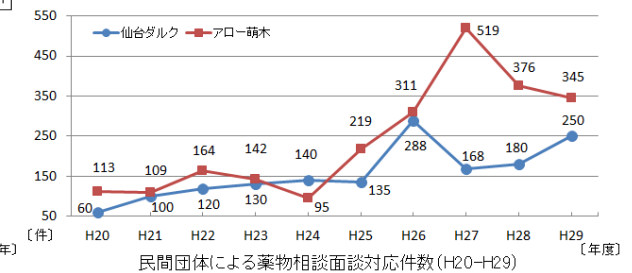
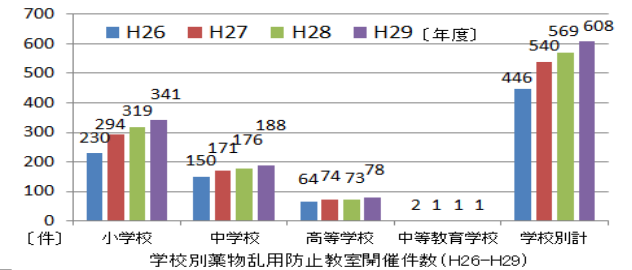
- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の各相談窓口等、行政相談窓口の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等

- ① 薬物依存の理解と薬物乱用者及びその家族の支援のための情報収集や研修会を開催する。
- ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。
- ③ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。

対策6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

- ① 対象者への再乱用防止対策を一層充実し、再犯率を減少させる。
- ② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。
- ③ 民間団体等と緊密なネットワーク体制を構築し、対象者への支援を充実させる。



基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底

対策7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- ① 密売組織の実態把握と取締りの強化、関係機関相互の情報共有を図る。
- ② 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。
- ③ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
- ④ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。
- ⑤ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物等に起因する健康被害をなくす。

対策8 正規流通麻薬等の適正な管理

- ① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。
- ② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬等の適正な管理について、医療機関等に対し指導・監督していく。
- ③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。

対策9 水際対策の徹底

- ① 入管法に基づく薬物関係外国人の強制退去、偽変造旅券等対策の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。
- ② 関係機関の連携強化を図る。
- ③ 海上・沿岸、空港等において密輸関連情報の収集強化及び取締りを徹底する。